

1 長期財政収支見通しの見直しについて

(1) 見直しの目的

平成23年3月に策定した長期財政収支見通し(平成23~34年度)については、大山ダム供用後水源能力が強化されたため、河川の流況に応じ海水淡水化施設の運転水量を調整する効率的な水運用を行っていることや、各事業計画と実績の収支差が出ていること、また、会計制度見直しによる影響や平成25年度策定の管路整備計画を踏まえた修正など、時点修正が必要となっている。

そのため、財政収支計画(平成27~29年度)策定にあたり見直しを行い、用水供給料金の減免実施が可能か否かを長期的視点から見極めることとした。

(2) 総括

見直しを行った平成38年度までの長期財政収支見通しの期間における経営状況は、概ね安定する見込みであるため、用水供給料金の減免は、現行計画どおり実施できる見込みである。

しかし、今回の見直しは、平成25年度策定の管路整備計画の影響など、明確となった変動要因について見直しを行ったものである。

そのため、海水淡水化施設の設備更新など現在検討している種々の変動要因を早期にとりまとめ、財政収支計画期間(平成27~29年度)において、中長期にわたる、より明確な経営状況を把握し、平成30年度以降の長期安定的な用水供給料金の水準を再度見極める必要がある。

2 収支等の見込み

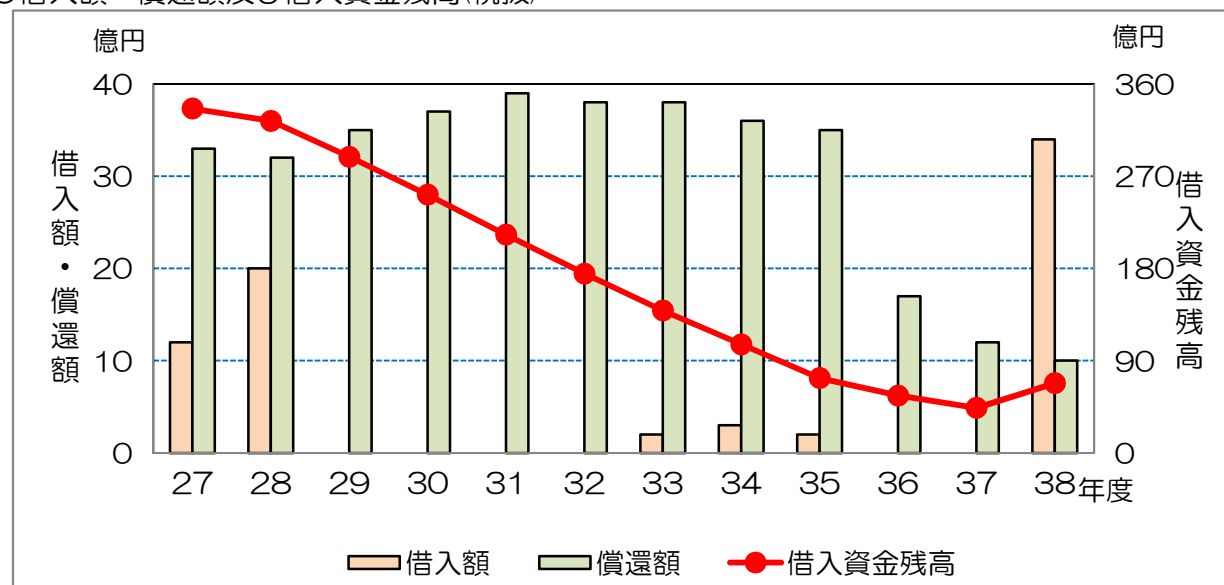
収益的収支は、累積損益のうち、災害等不測の事態に備える運転資金として5億円確保した残額を、資本的収支不足額の補てん財源として減債積立金等に利益処分するため、繰越利益剰余金は平成28年度以降一定となる。

また、資本的収支は、管路整備や海水淡水化施設の設備更新など支出が収入を大幅に上回るため、補てん財源残高が毎年度減少し、平成38年度の保有資金残高は、運転資金である繰越利益剰余金の5億円のみとなる。

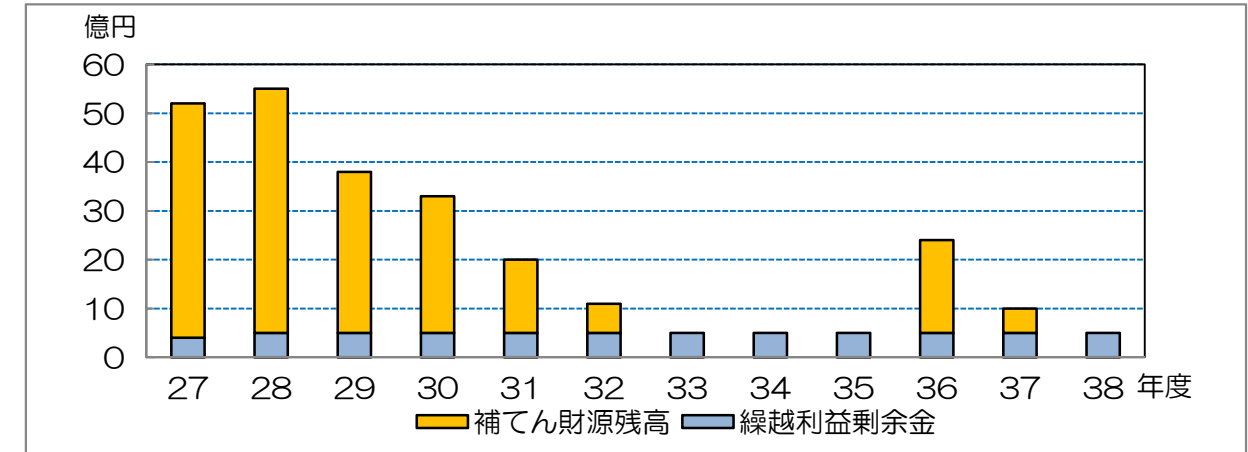
このような状況から、借入利息の軽減及び借入残高の縮減に向けて、現行計画で平成29年度以降、行わない事としていた企業債借入は、平成33年度以降、資本的収支不足額に補てん財源を充当してもなお不足する額に応じて適宜行うが、概ね安定した経営状況が見込まれる。

なお、借入資金残高は、平成38年度に事業費の増大により借入額が上回るため一旦上昇するが、再び減少に転じ、平成50年度に完済見込みである。

○借入額・償還額及び借入資金残高(税抜)



○保有資金残高



3 構成団体の負担

(1) 用水供給水量及び料金

大山ダム供用後効率的な水運用を行っているため、安定供給水量258,100m³/日を一日最大供給水量とし、このうち海水淡水化施設の生産水量を30,000m³/日とする。

なお、平成30年度より五ヶ山ダムの供用開始により268,100m³/日となる。

○用水供給料金 = [基本料金+使用料金] + 消費税法等に基づく税額を加算

・基本料金 : 157円×基本水量(基本水量 = 一日最大供給水量×調整率)

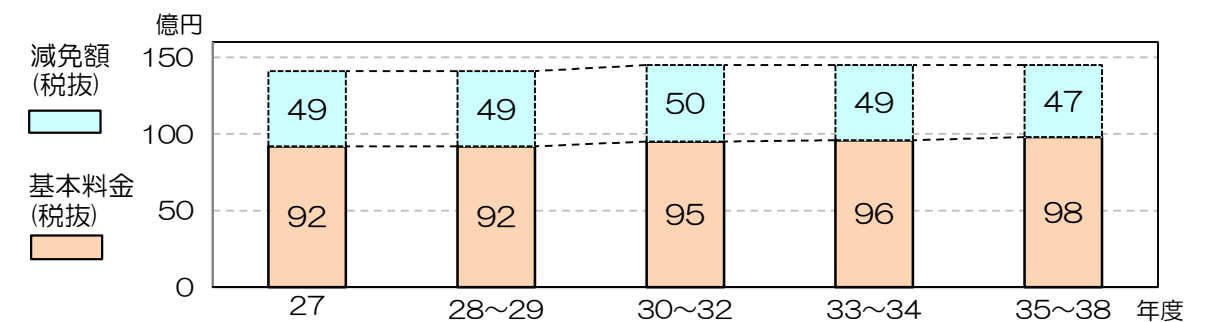
・使用料金 : 10円×使用水量

○基本料金の減免(現行計画どおり)

・基本水量の調整率 67.5%を継続する。

・大山ダム及び五ヶ山ダムの供用による企業団の増収分を現行計画どおり減免する。

年 度	27	28~29	30~32	33~34	35~38
一日最大供給水量	258,100 m ³		268,100 m ³		
基本料金の軽減	基本水量の調整率67.5%				
水源開発に係る基本料金減免	大山ダム増収分 ▲100%	五ヶ山ダム増収分 ▲80%	五ヶ山ダム増収分 ▲100%	五ヶ山ダム増収分 ▲80%	—



(2) 繰出金

構成団体からの繰出金は、国庫補助事業のうち対象となる事業について繰り出すもので、企業債残高の減少や五ヶ山ダムや両筑平野用水二期事業の完成により平成31年度まで減少する。

その後、平成32~35年度まで、福岡導水複線化事業を見込んでいるため増加する。

平成36年度以降は、更新事業が国庫補助対象となることが見込めないこと、及び水資源機構への割賦負担金の完済により、繰出金は大山ダム建設に係る出資金のみとなるため、減少する。